

### 3. 子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子のための保健福祉

3

子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子の保健福祉

#### 1. 子どもの福祉制度

各種手当

#### 》児童手当

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了までの子どもを養育する全ての世帯を対象に、「児童手当」を支給します。 (令和4年6月1日)

支給対象者（受給者）		中学校修了まで*の子どもを養育している方 ※15歳に達した後の最初の3月31日まで		
対象となる子ども		支給額 (所得制限限度額未満)	支給額 (所得制限限度額以上・ 所得上限限度額未満)	支給額 (所得上限限度額以上)
3歳未満	—	月額 15,000 円	年齢に関係なく一律 月額 5,000 円	支給なし
3歳以上～ 小学校修了まで	第1子・第2子	月額 10,000 円		
	第3子以降	月額 15,000 円		
中学生	—	月額 10,000 円		
—		※支給月…2月・6月・10月 (各月の直前の4か月分を支給します。)		
申請について	申請の時期	出生や転入した日（前住所地で届け出た転出予定日）の翌日から15日以内 ※期限を過ぎた場合、手当をもらえない月が発生しますので、ご注意ください。		
	申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金通帳（児童手当を受給する方名義のもの）</li> <li>・健康保険証（児童手当を受給する方のもの）</li> <li>・マイナンバー（個人番号）が確認できるもの</li> </ul>		

※第1子の出生時だけでなく、第2子以降の出生時にも申請が必要です。

※転入時だけでなく、転出時にも届出が必要です。

## 》児童扶養手当

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもについて、児童扶養手当を支給します。子どもが育成される家庭の生活の安定と自立促進を目的としています。

### ＜対象となる子ども＞

次の①～⑧のいずれかに該当する子ども（18歳に達した後の最初の3月31日まで）

※一定の障害を有する場合は20歳未満になります。

- ①父母が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしていない子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母が重度の障がいの状態にある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父または母が保護命令を受けた子ども
- ⑦法令により、父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻によらないで生まれた子ども

＜支給対象者（受給者）＞ ※受給できるのは次のいずれかの方です。

- ・対象となる子どもを監護している母
- ・対象となる子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている父
- ・父母以外の人で、父母にかわって対象となる子どもを養育している方

※所得、年金受給、施設入所などによる制限があります。

※監護：親権者として子の福利・厚生を考えて監督すること

### ＜支給について＞

（令和5年4月1日）

支給対象となる子ども	1人目	月額 44,140円 ～ 10,410円	※所得によって異なります。
	2人目	月額 10,420円 ～ 5,210円	※所得によって異なります。
	3人目以降	一人につき 月額 6,250円 ～ 3,130円	※所得によって異なります。
支給月	1月・3月・5月・7月・9月・11月		
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本（1か月以内に発行されたもの）</li> <li>・健康保険証</li> <li>・預金通帳</li> <li>・マイナンバー（個人番号）が確認できるもの</li> </ul>		

## 》特別児童扶養手当

【問い合わせ先】 障がい福祉課

TEL： 20-7306

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

対象者	精神、知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を監護*している父または母、もしくは養育者	
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本</li> <li>・診断書（指定様式） ※指定様式は障がい福祉課にあります。</li> <li>・通帳（父母等申請者名義のもの）</li> <li>・印かん（朱肉を使用するもの）</li> <li>・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類など</li> </ul>	お持ちの方は <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> </ul>
手当の支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得および施設入所による支給制限があります。</li> <li>・児童が障害を事由とする公的年金を受け取ることができる場合、支給制限があります。</li> </ul> （児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当などの併給は可能です。）	
支給額	1 級 月額 53,700 円 2 級 月額 35,760 円（令和 5 年 4 月現在）※4月、8月、11月に支給 ※年度により額が変動する場合があります。	

\*監護とは、精神面及び経済面から、児童の日常生活において面倒を見ることです。

## 》障害児福祉手当

【問い合わせ先】 障がい福祉課

TEL： 20-7306

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

対象者	在宅の精神、知的または身体に重度の障がいのある児童（20 歳未満）で、日常生活において常時介護を必要とする方	
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定様式*による診断書</li> <li>※指定様式は障がい福祉課にあります。</li> <li>・通帳（対象児本人名義のもの）</li> <li>・マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類</li> <li>・戸籍謄本、所得証明 ※必要な場合があります。</li> <li>・印かん（朱肉を使用するもの）など</li> </ul>	お持ちの方は <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>
手当の支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得および施設入所による支給制限があります。</li> </ul>	
支給額	月額 15,220 円（令和 5 年 4 月現在）※2月、5月、8月、11月に前月分まで支給 ※年度により額が変動する場合があります。	

教育・保育等

》教育・保育を希望する方

【問い合わせ先】 こども政策課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

保護者の状況、乳幼児の年齢、利用したい施設により、次の3つの認定を行い各施設を利用していただきます。

1号認定 満3歳以上で教育を希望する方

利用先：幼稚園、認定こども園（短時間部）

2号認定 満3歳以上で「保育の必要性」に該当し保育を希望する方

利用先：保育所、認定こども園（長時間部）

3号認定 満3歳未満で「保育の必要性」に該当し保育を希望する方

利用先：保育所、認定こども園（長時間部）、地域型保育事業

「保育の必要性」

対象者	<p>家庭で保育できない就学前の子ども</p> <p>保護者が下記の事由のいずれかに該当し、かつ、同居の親族やその他の人が保育できない場合になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労している（自営・内職など自宅内での仕事も含みます。）。</li> <li>・妊娠中または出産後間がない。</li> <li>・病気やけがをしていたり、心身に障がいがある。</li> <li>・同居の親族（病人など）を常に介護している。</li> <li>・火災、震災、風水害などの災害復旧に当たっている。</li> <li>・求職活動中や就学中、職業訓練を受けている。</li> <li>・児童虐待・DVを防止するために必要な場合。</li> <li>・育児休業をする際に、すでに保育所に入所している児童がいて継続利用が必要な場合。</li> <li>・その他、上記と同じような状態にあると認められたとき</li> </ul>
保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所する子どもの年齢（2歳児クラス以下の子ども）と世帯の課税状況によって決まります。3歳児クラス以上の子どもは無料です。</li> <li>・同じ世帯から2人以上の子どもが同時に保育所等を利用する場合には、第2子以降は無料となります*。</li> </ul> <p>※就学前の子どもが、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合に限りです。（72ページ参照）</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書</li> <li>(2)保育の理由別関係書類、利用者負担額（保育料）関係書類等</li> </ul>

## 》 保育コンシェルジュ

大村市こどもセンター内に保育コンシェルジュを配置しています。保育コンシェルジュとは、それぞれのご家庭にあった保育施設の情報を提供する相談員です。

保育施設の入所選考の結果、入所が決まらなかった方に対し、個別電話や面談等で空きのある施設の提案を行ったり、保育施設選びに迷われている方に対し、特色ある保育や子どもの特性に合わせた園の紹介を行います。また、保育士の就労、復職に関するご相談もお受けしています。

なお、ご相談は予約制です。

☆このようなご相談は保育コンシェルジュまで

- 大村市内にはどんな保育園があるの？
- 自宅や職場近くの保育園を利用したいけれど園はどこにあるの？
- 保育所、認定こども園、幼稚園などの違いって？



## 》幼稚園

### ＜公立幼稚園＞

令和4年度末（令和5年3月）をもって全ての公立幼稚園を閉園しました。

### ＜私立幼稚園＞

3年保育（3、4、5歳児）を行います。毎年10月頃に募集案内があります。仕事の都合等により夕方までの預かり保育も実施しています。入園受付は、各幼稚園で行っています。（令和5年4月1日）

幼稚園名		所在地	電話番号	学級編成
私立	長崎星美幼稚園	大村市水主町2丁目609番地7	52-2473	3, 4, 5歳児
	向陽幼稚園	大村市西三城町16番地	53-6262	
	大村聖母幼稚園	大村市植松2丁目722番地1	52-2048	

## 》認定こども園

（令和5年4月1日）

施設名	所在地	電話番号	一時預かり	障がい児一時預かり
放虎原こども園《公立》	大村市古賀島町133番地26	52-3564		
認定こども園 昊天宮保育園	大村市竹松町713番地3	55-0922	○	
認定こども園 たんぼぼ園	大村市富の原2丁目84番地3	55-3357		
かめりあ こども園	大村市富の原2丁目416番地	55-8301		
ひまわり認定こども園	大村市木場1丁目996番地1	53-9420	○	○
くじら認定こども園	大村市富の原1丁目1113番地1	55-0558		
認定こども園 わんぱくはうす	大村市赤佐古町203番地2	54-8862		
認定こども園 すずたこども園	大村市大里町30番地3	54-2800		
フォルテ認定こども園	大村市寿古町812番地11	47-6180		
認定こども園キッズランド	大村市原口町591番地1	47-9781		
いけだ認定こども園	大村市池田新町763番地85	52-2244		
福重みょうせんじこども園	大村市福重町142番地1	55-0703		
ふるまちこども園	大村市古町1丁目33番地3	54-3001		
松原リトルフォレストこども園	大村市松原本町17番地5	55-0835	○	
たけまつこども園	大村市大川田町995番地1	55-5575	○	
エミー認定こども園	大村市池田2丁目925番地15	56-8388		

## 》 保育所

(令和5年4月1日)

施設名	所在地	電話番号	一時 預かり	障がい児 一時預かり
三城保育所《公立》(※)	大村市西三城町12番地	52-2257		
萱瀬保育園	大村市田下町1576番地2	55-7622	○	
植松保育園	大村市坂口町376番地1	54-5056	○	
久原保育園	大村市久原2丁目931番地2	53-1045	○	
三浦保育園	大村市日泊町709番地	53-5360	○	
わかば保育園	大村市竹松本町689番地2	55-0834		
常盤保育園	大村市徳泉川内町500番地48	53-6051	○	○
諏訪保育園	大村市諏訪1丁目45番地1	53-9602		
かたまち保育園	大村市片町175番地81	53-9661		
新城保育園	大村市杭出津1丁目842番地26	52-4152		
桜馬場保育園	大村市桜馬場1丁目227番地1	53-0787		
ゆりかご保育園	大村市須田ノ木町28番地	54-1687	○	
かしのき保育園	大村市雄ヶ原1298番地29	46-8886		
おひさま保育園	大村市木場1丁目937番地2	53-6871		
千木の森やまびこ保育園	大村市向木場町1197番地1	50-0045	○	
サラナ保育園	大村市今村町190番地1	51-6008	○	
ぶれり恵光保育園	大村市東大村2丁目1614番地42	20-7100		
かめりあ天空の森保育園	大村市上諏訪町1099番地1	46-5152		
このみ保育園	大村市古賀島町50番地30	47-5449		
いるか保育園	大村市西大村本町364番地	52-4444		

(※) 令和5年度の新規受け入れはなし(兄弟児除く)

## 》 地域型保育事業

(令和5年4月1日)

施設名	所在地	電話番号	一時 預かり	障がい児 一時預かり
院内保育園さくら保育園	大村市古賀島町133番地22 (大村市民病院)	42-4062		
たけまつちっち保育園	大村市大川田町338番地2	56-9811		
ちぎのもり保育園	大村市向木場町1197番地1	54-8455		
すこやか保育園	大村市杭出津1丁目853番地6	52-8686		
かめりあ保育園	大村市富の原2丁目408番地1	55-8321		

### 3. 子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子の保健福祉

施設名	所在地	電話番号	一時預かり	障がい児一時預かり
小規模保育園キッズホーム	大村市原口町591番地2	47-5240		
ちいさな保育園マーナ	大村市池田新町736番地11	56-8822		
小規模保育所とみのはら保育園	大村市富の原1丁目1255番地8	55-9382	○	
小規模保育園まつぼっくり	大村市坂口町373番地10	47-6230		
小規模保育所つぼみのおうち	大村市竹松本町694番地1	55-5670		
かめりあ三城保育園	大村市東三城町11番地4 1階	47-5490		
小規模保育園どんぐり	大村市坂口町373番地10	47-6230		
かめりあ三城第二保育園	大村市東三城町11番地4 3階	47-5490		
かめりあ第二保育園	大村市富の原2丁目408番地1	55-8321		
かめりあ上諏訪保育園	大村市上諏訪町1099番地1	46-5152		

### 》認可外保育施設

認可外保育施設の利用申込みについては、各施設へ直接お問い合わせください。（令和5年4月1日）

施設名	所在地	電話番号
保育所ちびっこハウス県央園 ※現在、児童の受け入れは行っていません。	大村市皆同町231番地1 第二昭和ビル101号	55-1681
向陽スマイリー保育園 ※現在、児童の受け入れは行っていません。	大村市西三城町16番地	090-9792-3029
長崎星美保育事業所	大村市水主町2丁目609番地7	52-2473

### ●事業所内保育所（従業員のお子さんのみ利用できます。）

施設名	所在地	電話番号
長崎医療センターくるみ保育園	大村市久原2丁目1001番地1	48-5122
ヤクルト大村サービスセンター託児室	大村市古賀島町211番地6	54-8960
ヤクルト諫早サービスセンター託児室	大村市溝陸町615番地1	48-6282

## 》企業主導型保育施設

企業主導型保育施設の利用申込みについては、各施設へ直接お問い合わせください。(令和5年4月1日)

施設名	所在地	電話番号
みなみの保育園	大村市東三城町 44 番地	56-8812
大川田キッズ保育園	大村市大川田町 423 番地 2	56-8137
おろぐち保育園	大村市小路口町 294 番地 1	46-6001
星のおか保育園	大村市向木場町 1263 番地 1	56-8876
泉の里保育園	大村市本町 387 番地 1	52-5150
ばれっと保育園	大村市富の原 2 丁目 215 番地 1	070-1255-6371

## 》ベビーシッター等

施設名	連絡先
産後ケア つむぎ	080-9108-1561
訪問型ベビーシッター CHEERUP	公式 LINE ID : @178surgb
子育て応援プレイス そのまま	090-9498-3608



### 3. 子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子の保健福祉

## 利用者負担額（保育料）について

### <1号認定>

全ての児童は保育料が無料です。

※向陽幼稚園については、幼児教育の無償化（73ページ）をご確認ください。

### <2号・3号認定>

（単位：円）

		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児		3歳以上児						
階層	区分	子どものカウント	保育料		保育料								
			標準時間	短時間									
2号認定	1 A	子ども全員を数えて、	第1子以降	0		0							
	2 (B) B			ひとり親世帯か障害者がいる世帯	0								
				(B)階層以外	0								
	3 (C) C			子ども全員を数えて、	第1子以降		第1子	9,000	8,900				
							第2子	0	0				
	4 (D1ア) D1ア						保育施設に通う子どもだけを数えて、	第1子以降	第1子	19,000	18,800		
									第2子	9,500	9,400		
	5 D2								保育施設に通う子どもだけを数えて、	第1子以降	第1子	9,000	9,000
											第2子	0	0
	6 D3										保育施設に通う子どもだけを数えて、	第1子以降	第1子
第2子		15,000	14,800										
7 D4	保育施設に通う子どもだけを数えて、	第1子以降	第1子			9,000							9,000
			第2子			0							0
8 D5			保育施設に通う子どもだけを数えて、	第1子以降	第1子	30,000							29,600
					第2子	0							0
9 D6					保育施設に通う子どもだけを数えて、	第1子以降	第1子	30,000					29,600
							第2子	0					0
10 D7							保育施設に通う子どもだけを数えて、	第1子以降	第1子	44,000			43,400
									第2子	0			0
11 D8									保育施設に通う子どもだけを数えて、	第1子以降	第1子	55,000	54,200
											第2子	0	0
12 D9	保育施設に通う子どもだけを数えて、	第1子以降									第1子	55,000	54,200
											第2子	0	0
13 D10			保育施設に通う子どもだけを数えて、	第1子以降							第1子	55,000	54,200
											第2子	0	0

○ 表の「子どものカウント」の数え方による第3子目以降は、全ての階層で無料です。

○ 入所児童の年齢は4月1日時点の年齢で決定します。

○ 同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、知的障がい児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び情緒障がい児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用している場合の保育料は、2人目以降無料になります。

## 》 幼児教育の無償化

令和元年 10 月 1 日から、主に 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償になりました。無償化の対象範囲や金額は、年齢、利用する教育・保育施設などの種類、保育の必要性の有無、住民税の課税状況により異なります。なお、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

また、次に該当する保育サービスを利用している場合は、施設等利用給付各号（新 1・2・3 号）の認定を受けることで、無償化の対象となります。

### ○新 1 号認定 満 3 歳以上で教育を希望する方

保育施設・事業：幼稚園（1 号認定に該当しないもの）

### ○新 2 号認定 満 3 歳以上で「保育の必要性」に該当し保育を希望する方

保育施設・事業：幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり保育、病児保育

### ○新 3 号認定 満 3 歳未満で「保育の必要性」に該当し保育を希望する市民税非課税世帯の方

保育施設・事業：幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり保育、病児保育

#### 「保育の必要性」

対象者	<p>家庭で保育できない就学前の子ども</p> <p>保護者が下記の事由のいずれかに該当し、かつ、同居の親族やその他の人が保育できない場合になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間就労している（自営・内職など自宅内での仕事も含まれます。）。</li> <li>・妊娠中または出産後間がない。</li> <li>・病気やけがをしていたり、心身に障がいがある。</li> <li>・同居の親族（病人など）を常に介護している。</li> <li>・火災、震災、風水害などの災害復旧に当たっている。</li> <li>・求職活動中や就学中、職業訓練を受けている。</li> <li>・児童虐待・DVを防止するために必要な場合。</li> <li>・育児休業をする際に、すでに保育所に入所している児童がいて継続利用が必要な場合。</li> <li>・その他、上記と同じような状態にあると認められたとき</li> </ul>
保育料	<p>以下の金額を上限として、保育料を支給します。</p> <p>新 1 号：月額 25,700 円（現物給付）</p> <p>新 2 号：（認可外保育等）月額 37,000 円（償還払い） （預かり保育）1 日あたり 450 円および月額 11,300 円（償還払い）</p> <p>新 3 号：（認可外保育等）月額 42,000 円（償還払い） （預かり保育）1 日あたり 450 円および月額 16,300 円（償還払い）</p>
申請に必要なもの	<p>前年度市町村民税所得課税証明書（転入者）</p> <p>保育ができないことを証明する書類など</p>

### 3. 子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子の保健福祉

#### 》一時預かり事業

【問い合わせ先】 こども政策課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

対象者	就学前の子ども（保護者が仕事などにより一時的に家庭で保育できない場合）
内容	市内の教育保育施設で保育を行います。 月曜日～土曜日（週3回、月14日まで利用できます。）
利用料金	1日あたり 1,200円～2,500円 ※施設によって異なります。
利用方法	直接、各施設へご連絡ください。 ※実施施設は68～70ページ参照

#### 》障がい児家庭の子育て支援事業（障がい児一時預かり事業）

【問い合わせ先】 こども政策課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

対象者	心身に障がいがあるなど、特別な支援が必要な就学前の子ども （保護者が仕事などにより一時的に家庭で保育できない場合）
内容	市内の教育保育施設で保育を行います。 月曜日～土曜日（週3回、月14日まで利用できます。）
利用料金	1日あたり 1,500円～2,500円 ※施設によって異なります。
利用方法	直接、各施設へご連絡ください。 ※実施施設は68～69ページ参照

#### 》4歳児発達支援相談事業（4歳児健診）

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

対象者	教育・保育施設の4歳児クラス（年中児クラス）に在籍する子ども
内容	発達障がい等により集団生活において支援が必要な子どもの早期発見及び就学に向けた支援を行います。
利用方法	直接、各施設へご連絡ください。

## 》 休日保育事業

【問い合わせ先】 こども政策課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

対象者	一歳半から就学前の子ども（休日に保護者の仕事などにより家庭で保育できない場合）
内容	市内の教育・保育施設で保育を行います。 <実施施設> 泉の里保育園 大村市本町 387 番地 1（電話 52-5150）
利用料金	無料
利用方法	こどもセンターへご連絡ください。

## 》 病児保育事業

【問い合わせ先】 こども政策課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

対象者	大村市内在住で、病気療養中の0歳～小学校6年生までの子ども （保護者の仕事等により家庭で保育ができない場合）
内容	保護者が仕事やけが、病気などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に病気療養中の子どもの保育を行います。 <利用できる施設> ・野口内科こども医院 「ちいさな世界」病児保育室 大村市西大村本町 264 番地（電話 52-2339） ・田川小児科 病児保育室 ひよこのおうち 大村市東本町 343 番地 1（電話 52-4000） ・さわ小児科 病児保育 めだか 大村市富の原 2 丁目 234 番地 1（電話 56-2288） 月曜日～土曜日
利用者負担金	1日あたり 0円～2,000円 ※所得により金額が異なります。
利用方法	こどもセンター又は各施設にお尋ねください。

## 》子育て短期支援事業

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

### <ショートステイ>

対象者	保護者が一時的に家庭において養育できない子ども
内容	<p>保護者が次のいずれかに該当し、一時的に家庭において養育できないとき、市が指定した施設を利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の保護者の疾病</li> <li>・ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上的の事由</li> <li>・ 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭療育上の理由</li> <li>・ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由</li> <li>・ 経済的問題等により緊急かつ一時的に母子の保護を必要とする場合</li> </ul> <p>《実施施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大村子供の家 大村市原口町 591-2</li> <li>・ 光と緑の園（向陽寮・乳児院） 大村市西大村本町 127-3</li> <li>・ ところホーム 森園町 1591-12</li> </ul>
利用者負担金	1人1日あたり 0円 ～ 5,350円 ※所得により金額が異なります。 利用終了日（迎え時）に施設へ直接お支払いいただきます。
申請に必要なもの	印かん（朱肉を使用するもの） ※原則、利用希望日の2週間前までに、こどもセンターで申請が必要です。

### <トワイライトステイ>

対象者	仕事などにより、平日の夜間又は休日に保護者不在となる子ども
内容	<p>保護者が仕事などの理由によって、平日夜間（おおむね 16：00 ～ 22：00）や、休日に不在の場合、市が指定した施設を利用できます。</p> <p>《実施施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大村子供の家 大村市原口町 591-2</li> <li>・ 光と緑の園（向陽寮・乳児院） 大村市西大村本町 127-3</li> <li>・ ところホーム 森園町 1591-12</li> </ul>
利用者負担金	1人1日あたり 0円 ～ 1,350円 ※所得により金額が異なります。 利用終了日（迎え時）に施設へ直接お支払いいただきます。
申請に必要なもの	印かん（朱肉を使用するもの） ※原則、利用希望日の2週間前までに、こどもセンターで申請が必要です。

## 》放課後児童クラブ（学童保育）

【問い合わせ先】 こども政策課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後および学校の休業日に児童館や児童センター、保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えるものです。適切な指導により、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

対象者	仕事などで保護者が昼間家庭にいない、小学校1～6年生の子ども
保育料	各放課後児童クラブにより異なります。 各放課後児童クラブに直接お問い合わせください。
申込みについて	各放課後児童クラブに直接申し込んでください。

〈放課後児童クラブ〉 ※NPO 法人で実施

(令和5年4月1日)

クラブ名	所在地	電話番号	小学校区
おひさま	大村市木場1丁目937番地7	53-6871	旭が丘
スポキッズ松並校	大村市松並1丁目332番地6 2F	080-4756-5915	中央
スポキッズ古賀島校	大村市古賀島町111番地39	080-4714-5915	放虎原
スポキッズ富の原校	大村市富の原1丁目1279番地109	080-4674-5915	富の原
いろり端きっず・二番館・三番館	大村市大川田町423番地1	47-5603	竹松

〈放課後児童クラブ〉 ※父母の会で実施

クラブ名	所在地	電話番号	小学校区
いちご	大村市松原本町170番地7	55-5891	松原
福重	大村市福重町230番地	56-2563	福重
くさぶえ	大村市富の原1丁目1392番地1	55-1582	富の原
ほうこ	大村市古賀島町133番地25	52-2194	放虎原
らっこ	大村市古賀島町133番地26	50-0428	放虎原
ことら	大村市古賀島町133番地26	50-0535	放虎原
さくらんぼ	大村市松並1丁目1275番地	52-3339	中央
ぶどう	大村市松並1丁目1275番地	54-7727	中央
三城	大村市西三城町138番地	52-0533	三城
三城第二	大村市西三城町138番地	50-2323	三城
とまと	大村市玖島1丁目61番地	54-6438	大村
プチとまと	大村市玖島1丁目61番地	54-1498	大村
くすのき	大村市古町2丁目464番地1	54-5408	西大村
西大村遊学館	大村市諏訪2丁目223番地1	52-7714	西大村
うきうき青空	大村市木場1丁目120番地1	52-6422	旭が丘
FRIENDS	大村市本町465番地	53-3039	大村
キノコ	大村市杭出津1丁目851番地1	54-7475	中央
Good Smile	大村市池田2丁目333番地2	53-8810	西大村

### 3. 子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子の保健福祉

#### <放課後児童クラブ> ※社会福祉法人で実施

クラブ名	所在地	電話番号	小学校区
植松ニコピン	大村市坂口町376番地1	54-5056	西大村
ときわ学童1・2・3	大村市徳泉川内町500番地57	50-2303	旭が丘
すわん子	大村市諏訪1丁目620番地	50-2130	西大村
鈴っ子	大村市大里町30番地3	49-5386	鈴田
第2鈴っ子	大村市大里町30番地3	49-5386	鈴田
ひまわりA・B・C	大村市木場1丁目997番地12	20-8130	旭が丘
ゆめっこ	大村市宮小路1丁目473番地10	55-7832	竹松
にんじん	大村市宮小路1丁目473番地10	55-7832	竹松
かめりあ三城児童クラブ	大村市東三城町11番地4 3F	47-5498	三城
かめりあ児童クラブA・B・C	大村市富の原2丁目415番地 2F	080-3176-4042	富の原
二丁目学童クラブ 富っ子・竹っ子	大村市富の原2丁目84番地3	080-4411-3357	富の原
妙宣寺	大村市福重町147番地1	55-0703	福重
キッズホームゆりかご A	大村市須田ノ木町14番地	53-5791	旭が丘
キッズホームゆりかご B	大村市須田ノ木町806番地6	53-5791	旭が丘
寺子屋学童クラブ はあと・よつば	大村市富の原1丁目1258番地1	080-4283-1255	富の原
たけまつ学童なかよし・げんき	大村市大川田町1026番地1	080-3222-5575	竹松
第1三浦学童クラブ	大村市日泊町610番地1	48-8888	三浦
第2三浦学童クラブ※)	大村市日泊町708番地2	53-5360	三浦
泉の里学童クラブ	大村市東本町583番地	54-2107	三城
BASE CAMP IKEDA	大村市諏訪2丁目517番地6	47-6158	西大村
b&g おおむら	大村市原口町591番地1	47-9421	富の原

※現在、児童の受け入れを行っていません。

#### <放課後児童クラブ> ※その他法人で実施

クラブ名	所在地	電話番号	小学校区
福重まなびっこ	大村市皆同町508番地	51-7105	福重

## 助産

### 助産施設入所

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

対象者	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院して出産することができない妊産婦の方
内容	出産のために必要な入院費の助成 ＜利用できる助産施設＞ 独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター 大村市久原 2 丁目 1001-1 (電話 52-3121)
申請に必要なもの	出産予定証明書 (母子健康手帳) 健康保険証 所得課税証明書 (必要に応じて)

## 児童家庭相談窓口

### 家庭相談員

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

大村市こどもセンターに家庭相談員を配置しています。

対象者	18 歳までの子どもおよびその保護者
内容	子育ての悩み、保護者の病気などの理由で子どもを育てられない、経済困窮、子どもの発達が気になる、その他子どもや家庭のさまざまな悩み、困りごとについて相談を受け、支援を行います。

## 》大村市児童虐待専用通報ダイヤル

「何かおかしいな」「心配だな」と感じた時は、すぐにお電話ください。

◆大村市児童虐待専用通報ダイヤル
0957-54-5868
(年末年始を除く 8:30 ~ 22:00)
※ 一刻を争う事態の場合は、110番へ ※

長崎こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）  
☎（24時間対応）189 又は 095-844-6166

児童虐待を発見したり、疑いがあると思ったとき、市民には市や児童相談所に通告する義務があります。通告者の秘密は守られます。また、通告後に虐待ではなかったと判明した場合でも、罪に問われることはありません。

周囲の子どもの様子に「何かおかしいな？」と感じた時は迷わず電話をしてください。通告を受けた場合には、他の様々な機関と連携をとりながら、すばやく適切な対応につとめます。

◆児童虐待とは、養育者が18歳未満の子どもに対して行う下記の行為をいいます。

- 身体的虐待：暴力をふるう、激しく揺さぶる、戸外への締め出し、やけどを負わせるなど
- 性的虐待：わいせつな行為をすること、わいせつな行為を見せることなど
- ネグレクト（育児放棄・監護放棄）  
：食事を与えない、不潔にする、保育所・幼稚園・学校に通わせない、病気になっても受診させないなど
- 心理的虐待：暴言、無視や拒否、否定、子どもの目の前で家族への暴言暴力（DV）など

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL：54-9100

【所在地】 大村市本町413番地2 大村市こどもセンター内

## 》地域子育て支援センター

【問い合わせ先】 こども政策課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

就学前の子どもと保護者を対象として、親子遊びおよび子育てに関する相談や情報提供などを行っています。

＜地域子育て支援センター＞

(令和5年4月1日)

センター名	所在地	電話番号	開所曜日・時間
こども未来館おむらんど (大村市民交流プラザ内)	大村市本町326番地1	47-6111	月・水・木・金(火曜日休館) 10:00~17:00 土・日・祝 10:00~18:00
にこにこ子育てサロン (認定こども園昊天宮保育園)	大村市竹松町713番地3	55-0922	月~金 10:00~16:00 土 10:00~12:00
わいわいらんど (認定こども園すずたこども園)	大村市大里町30番地3	49-5388	火~金 10:00~15:00
ライオンキッズ(植松保育園)	大村市坂口町376番地1	54-5056	月~金 10:00~15:00
ひまわりキッズ (ひまわり認定こども園)	大村市木場1丁目996番地1	53-9420	月~金 9:30~12:30 14:00~16:00
こぼん (認定こども園たんぼほ園)	大村市富の原2丁目84番地3	090-1348-3357	月・火・金 9:30~14:30 水・木・土 9:30~12:30
なつみかん(放虎原こども園)	大村市古賀島町133番地26	52-3564	月~金 9:00~14:00
COME かめ広場 (かめりあこども園)	大村市富の原2丁目415番地	56-8309	月~金 9:00~14:00
わっはっはのへや (認定こども園わんぱくはうす)	大村市赤佐古町203番地2	54-8862	月・水・金 9:00~14:00
メロディー(フォルテ認定こども園)	大村市寿古町812番地11	47-6180	火・水・木 9:00~14:00
泉の里キッズルーム (泉の里本町アーケード館)	大村市本町387番地1	52-5150	月・火・木・金(水曜日休館) 10:00~16:00 土・日・祝 10:00~17:00
はぐはぐキッズ (認定こども園キッズランド)	大村市原口町591番地1	47-9781	火・水・金 9:00~12:00
のびっこ (いけだ認定こども園)	大村市池田新町763番地85	52-2244	月~金 10:00~11:00
どんぐりころころ (福重みょうせんじこども園)	大村市福重町142番地1	55-0703	火・木・金 10:00~11:30
くじら わいわいひろば (くじら認定こども園)	大村市富の原1丁目1113番地1	55-0558	月・水・金 10:00~11:30
ハッピースマイル (ふるまちこども園)	大村市古町1丁目33番地3	54-3001	月・水・金 9:30~12:00
カンガルーの広場 (松原リトルフォレストこども園)	大村市松原本町17番地1	55-0835	火・木・金 10:00~11:30
たけのこ(たけまつこども園)	大村市大川田町995番地1	55-5575	水・木・土 9:30~12:30
のびっこエミー (エミー認定こども園)	大村市池田2丁目925番地15	46-7550	月~金 10:00~11:00

## 》子育てサポーター

近くに両親などの頼れる人がおらず、家事や育児で困っている方をサポートします。

※利用する場合は事前連絡が必要です。各団体へ直接お問い合わせください。

団体名	内容	利用日時	利用料金
ファミリーサポートいきいき 大村 47-8666	子育て支援 産前産後の家事のお手伝い 沐浴	9時～17時 時間外は要相談	平日家事支援 ・組合員（1時間） 1,700円 ・組合員（時間外） 2,000円 沐浴 ・組合員（1時間） 2,200円 ・組合員（時間外） 2,600円 ※別途交通費が必要です。 ※土・日・祝は別料金
大村市シルバー人材センター 52-5225	家事援助	電話での打ち合わせ対応可	1時間 929円～

## 》家でも学校でもない第三の居場所

市内の小学校に通う支援を必要とする小学生に対し、家庭及び学校の他に「子どもの居場所」を提供し、学習支援や生活習慣の形成支援、体験活動の提供、相談支援を行います。

多くの子どもと集団行動することで、人や社会と係る力を伸ばし、自己肯定感や自己有用感を高めさせ、子どもが自立する力を養います。

施設名	b&g おおむら
所在地	大村市原口町591番地1 電話番号（47-9421）
利用料金	無料 ※土曜日も利用する場合は料金がかかります。
利用方法	直接、施設へご連絡ください。

## 》その他の児童福祉施設

(令和5年4月1日)

施設の種類	施設名	所在地	電話番号
児童館	ひまわり児童館	大村市木場1丁目120番地1	50-2722
	昊天宮児童コミュニティセンター	大村市宮小路1丁目473番地10	55-7832
児童厚生施設	辻田児童遊園	大村市杭出津2丁目656番地1	—
	杭出津児童遊園	大村市杭出津2丁目1459番地	—
児童養護施設	大村子供の家	大村市原口町591番地2	55-8319
	光と緑の園 向陽寮	大村市西大村本町127番地3	53-7415
乳児院	光と緑の園 乳児院	大村市西大村本町127番地3	53-7418

## 》大村市療育支援センター「ステップ」

【問い合わせ先】 大村市療育支援センター ステップ TEL：53-8200

【所在地】 大村市西三城町138番地

心身の発達に援助が必要な就学前の児童に対し、個々の発達の程度に合わせて、親子通園による集団療育を行います。

親子で楽しく触れ合う経験を増やすことにより、身体全体の発達を促すことや、基礎的認知力を高める遊びを行うことで、コミュニケーション能力の向上をはかります。

## 》ヤングケアラーの相談窓口 子どもの居場所「まつなぎや」

【問い合わせ先】 こどもの居場所「まつなぎや」 TEL 080-4285-0279

【所在地】 大村市竹松町1000-22

「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うような家事や家族のケアを日常的に行う18歳未満の子どものことを差します。

ヤングケアラーやその家族に対して、相談受付及び支援（子どもの居場所の提供）を行います。

※子どもの居場所として予約なしで利用できます。

## 2. ひとり親家庭および寡婦の福祉制度

### 》母子・父子自立支援員の配置

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

母子家庭の母・父子家庭の父および寡婦を対象に、自立のための相談や支援を行う母子・父子自立支援員をこどもセンターに配置しています。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に子どもを扶養している方）</li> <li>・父子家庭の父（配偶者のない男子で、現に子どもを扶養している方）</li> <li>・寡婦</li> </ul>
内容	<p>自立に必要な情報提供および相談を行います。</p> <p>職業能力の向上、および求職活動に関する支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母親・父親の就職支援</li> <li>・子どもの教育支援</li> <li>・母子・父子寡婦福祉資金の貸付</li> <li>・資格取得などの支援</li> </ul>

### 》ひとり親家庭等の日常生活支援（長崎県ひとり親家庭等日常生活支援事業）

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

ひとり親（母子・父子）家庭または寡婦に対し、病気や就職活動などで一時的に生活に支障がある場合に家事、保育サービスなどを行います。

#### <日常生活支援事業>

対象者	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭生活支援員の派遣 ※一時的な生活援助、家事、介護その他の日常生活の便宜</li> <li>・一時的な子育て、保育サービス</li> </ul>
負担金	1時間あたり 0円 ～ 300円 *所得により異なります。

※利用にあたっては、こどもセンターの「母子・父子自立支援員」に相談してください。

## 》母子・父子家庭の自立支援給付金

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

母子・父子家庭の母・父の自立支援として給付金を支給します。

事前（申込みをする前）に、こどもセンターの「母子・父子自立支援員」に相談してください。

### ＜自立支援教育訓練給付金＞

経理事務・介護福祉士など指定された教育訓練についての助成です。

（令和5年4月1日）

対象者	児童扶養手当の支給を受けている方または同等の所得水準の方 ※その他条件あり
内容	対象講座を受講して修了した場合、受講料の60%に相当する額を支給します。 ①雇用保険の一般教育訓練給付または特定一般教育訓練給付の対象講座 （上限：20万円、下限：12,001円） ②雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象講座 （上限：修行年数×40万円（最大160万円）、下限：12,001円）

### ＜高等職業訓練促進給付金＞

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等の資格取得についての助成です。これらの資格取得を目的に1年以上修業する場合に、給付金を支給することで、生活費の負担を軽減するものです。（※支給期間は4年以内）

※養成機関のカリキュラムを修了した際には、修了支援給付金が支給されます。（令和5年4月1日）

対象者	児童扶養手当の支給を受けている方または同等の所得水準の方 ※その他条件あり
内容	高等職業訓練促進給付金 月額 100,000円（課税世帯は70,500円） ※修業期間の最後の12月は月額140,000円（課税世帯は110,500円） 修了支援給付金 50,000円（課税世帯は25,000円）

※高等職業訓練促進基金の貸付制度（県社協）

★長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付制度があります。

（対象）長崎県内に住民登録しているひとり親家庭の親であって、母子父子寡婦福祉法に規定する  
高等職業訓練促進給付金の支給を受けている者

（貸付限度額）①入学準備金 50万円以内（養成校に入学したとき）

②就職準備金 20万円以内（養成校の課程を修了し、資格を取得したとき）

※条件による返還の免除規定あり。

#### 》 資金の貸付

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

母子・父子家庭の経済的自立や、子どもの福祉を増進するために、資金を貸し付けます。

事前に、こどもセンターの「母子・父子自立支援員」に相談してください。

各貸付は、長崎県母子父子寡婦福祉資金審査会を通じて決定されます。

##### <母子父子福祉資金>

対象者	配偶者のない女子・男子で 20 歳未満の子を扶養している方、およびその子ども
内容	資金を貸し付けます。 ※資金の種類と内容については次ページに掲載しています。
申請に必要なもの（資金の種類によって異なります。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票謄本</li> <li>・所得証明書、直近 3 か月分の給与明細、預金通帳</li> <li>・印かん（朱肉を使用するもの）</li> </ul> ※事前に、相談希望日をお電話ください。

##### <寡婦福祉資金>

対象者	配偶者のいない女子で、子どもを扶養していたことのある方
内容	資金を貸し付けます。 ※資金の種類と内容については次ページに掲載しています。
申請に必要なもの（資金の種類によって異なります。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票謄本</li> <li>・所得証明書、直近 3 か月分の給与明細、預金通帳</li> <li>・印かん（朱肉を使用するもの）</li> </ul> ※事前に、相談希望日をお電話ください。

## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

(令和4年4月1日～)

資金種類	資金利用者	内容	貸付限度額(円)	償還期限	措置期間	利子	連保の有無
事業開始	母・父・寡婦	事業(例えば洋服・軽飲食など)を開始するために必要な設備、機械などの購入資金	3,140,000円	7年	貸付後1年	0%	有
	母子・父子福祉団体		4,710,000円			1.0%	無
事業継続	母・父・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、商品などを購入する運転資金	1,570,000円	7年	貸付後6ヶ月	0%	有
	母子・父子福祉団体		1,570,000円			1.0%	無
修学	児童・子	高校、大学、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、通学費などに必要な資金	別表1のとおり	20年 専修学校(一般課程)5年	修学終了後6ヶ月	0%	×
就学支度	児童・子	小学校、中学校、高校、大学、高等専門学校または専修学校に入学に際して必要な被服などの購入に必要な資金	別表2のとおり	就学(大学、高校等)20年 修業5年	修学終了後6ヶ月	0%	×
技能習得	母・父・寡婦	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するための授業料、通学費などの資金	月額 68,000円 (特別一括 816,000円) (自動車免許取得 460,000円)	20年	知識技能習得後1年間	0%	有
						1.0%	無
修業	児童・子	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 ※自動車免許は最終学年のみ対象	月額 68,000円 (自動車免許取得 460,000円)	20年	知識技能習得後1年間	0%	×
就職支度	母・父・寡婦 児童	就職するために直接必要な被服、靴などの身の回り品を整えるための資金	100,000円 (特別 330,000円) (うち自動車購入分 230,000円)	6年	貸付後1年間	0%	有
						1.0%	無
						0%	×
医療介護	母・父・寡婦 児童(介護除)	短期(期間が1年以内)の医療または介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 (特別 480,000円)	5年	医療期間満了後6ヶ月	0%	有
			介護 500,000円			1.0%	無
生活	母・父・寡婦	短期(期間が1年以内)の医療や介護を受けている期間、失業して1年以内の期間の生活を維持するための資金	月額 105,000円 (特別一括 315,000円)	医療5年	終了後6ヶ月	0%	有
						1.0%	無
		配偶者のいない女子・男子となって7年未満の者が生活を安定させるための資金 (生活安定期間※1)	母・父が生計中心者でない場合は 月額 70,000円 (特別一括 210,000円)	安定8年	貸付後6ヶ月	0%	有
						1.0%	無
技能習得期間中の生活を維持するための資金	技能月額 141,000円 (特別一括 423,000円)	技能20年	習得後6ヶ月	0%	有		
				1.0%	無		
住宅	母・父・寡婦	現に居住し、かつ所有している住宅の補修、または購入するための資金	1,500,000円 (災害 2,000,000円)	6年 災害7年	貸付後6ヶ月	0%	有
						1.0%	無
転宅	母・父・寡婦	転居のため、住宅の賃貸借契約により必要な敷金、前家賃及び運送代などの転居資金	260,000円	3年	貸付後6ヶ月	0%	有
						1.0%	無
結婚	母・父・寡婦	扶養している子どもの婚姻に際し必要な資金	300,000円	5年	貸付後6ヶ月	0%	有
						1.0%	無

※連保の有無の欄について、連帯保証人の有無に関わらない場合は「×」とする。

※貸付限度額等は、変更になる場合があります。詳しくは、こども家庭課にご確認ください。

### 3. 子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子の保健福祉

※1 生活安定貸付期間中の貸付金額の合計額の上限については2,520,000円

別表1 (修学資金の貸付限度額)

限度額は1学年の場合

学校区分		貸付月額	
		自宅通学	自宅外通学
高校・専修学校（高等課程）	国公立	27,000円	34,500円
	私立	45,000円	52,500円
高等専門学校	国公立	31,500円	33,750円
	私立	48,000円	52,500円
専修学校（専門課程）	国公立	67,500円	78,000円
	私立	89,000円	126,500円
短大	国公立	67,500円	96,500円
	私立	93,500円	131,000円
大学	国公立	71,000円	108,500円
	私立	108,500円	146,000円
大学院	修士課程	132,000円	
	博士課程	183,000円	
専修学校（一般課程）		51,000円	

別表2 (就学支度資金の貸付限度額)

学校区分		1回の貸付額	
		自宅通学	自宅外通学
小学校（非課税者）		64,300円	
中学校（非課税者）		81,000円	
修業施設（中学校卒業）		150,000円	160,000円
修業施設（高校卒業）		272,000円	282,000円
専修学校（一般課程）		150,000円	160,000円
高校・専修学校（高等課程）	国公立	150,000円	160,000円
	私立	410,000円	420,000円
大学・短大・高等専門学校 専修学校（専門課程）	国公立	410,000円	420,000円
	私立	580,000円	590,000円
大学院	国公立	380,000円	
	私立	590,000円	

## 》 交通費の割引

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

児童扶養手当の支給を受けている世帯に対して、JR通勤定期乗車券割引制度があります。

### ＜ JR通勤定期乗車券の割引制度 ＞

対象者	児童扶養手当の支給を受けている方 ※学生の通学は除きます。
内容	通勤定期乗車券が 30%割引で購入できます。
申請に必要なもの	特定者資格証明書 ※印かん・写真(縦4センチ×横3センチ)・児童扶養手当証書(写し)・通勤の使用目的がわかるもの(保険証など) 特定者用定期乗車券購入証明書 ※こどもセンターで所定の申込書に記入し、市長の証明を受けた上で、JR乗車券を購入してください。



### 3. 母子の保健制度（妊娠期から乳幼児期まで）

#### 母子健康手帳の交付

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

妊娠の診断を受けた方は、こどもセンターの窓口で妊娠届をしてください。母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠時の経過、出産の状態、生まれた子どもの発育経過、予防接種歴などを記録するものです。妊娠や育児についての情報や医療制度なども記載されています。子どもの健康を守るために大切なものです。

※他の市町村から転入された場合も届け出てください。健診受診票の交換などが必要です。

#### <母子健康手帳で受けられるもの>

- 妊婦一般健康診査受診票の交付
- 乳児一般健康診査受診票の交付
- 妊娠期から出産までの健診などの説明
- 妊娠中の生活の注意点や妊娠中の不安・悩みの相談

その他いろいろな情報の提供を受けられます。



## 健康診査（妊婦・乳児）

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

身体の異常を早期に発見し、適切な指導を行うために、一般の医療機関で健康診査を行います。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦：一般健康診査 14 回 精密健康診査 1 回（必要に応じて） 双子（多児）以上を妊娠されている方：一般健康診査 14 回＋一般健康診査 5 回分</li> <li>・産婦：産後 2 週間、産後 1 か月</li> <li>・乳児：一般健康診査 2 回（3～6 か月児、9～11 か月児） 精密健康診査 2 回（必要に応じて）</li> </ul>
健康診査を受けるには	<p>一般健康診査：母子健康手帳交付時に配布する受診票を医療機関に提出します。</p> <p>精密健康診査：こどもセンターに申し出て受診票をもらい、医療機関に提出します。</p>

## 先天性代謝異常検査など（新生児）

【問い合わせ先】 長崎県こども家庭課 TEL： 095-895-2442

【所在地】 長崎市尾上町 3 番 1 号

先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症の早期発見をはかるため、血液による検査を行います。

対象者	新生児（出産後 5～7 日ごろ）
検査を受けるには	<p>母子健康手帳の別冊につづり込まれた申込書を、出産した医療機関に提出してください。</p> <p>検査料は無料ですが、採血料は自己負担になります。</p>

## 》新生児聴覚検査

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な支援が行われるよう聴覚検査を行います。

対象者	新生児
検査を受けるには	出産した医療機関にて検査を受けてください。 検査料のうち 3,000 円を市が助成します。ただし、県外の医療機関で検査を受けた場合は、助成対象外となります。

## 》健康診査（1歳6か月児・3歳児）

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

心身の異常を早期に発見し、適切な指導および支援を行うために、一般健康診査および歯科健康診査を実施します。必要な時には精密健康診査を行います。

健やかな心身の発達を目指し、臨床心理士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などによる助言・指導を行います。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1歳6か月児健診 （1歳7か月～）</li> <li>・ 3歳児健診 （3歳6か月～）</li> </ul>
持参するもの	母子健康手帳 健診票など ※対象者には、こどもセンターから事前に通知します。

## 予防接種

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

3

子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子の保健福祉

### <定期予防接種（無料）>

個別接種（年間を通じて接種できます。体調の良い時に指定医療機関に直接予約し、母子健康手帳を持参の上、接種してください。）

予防接種の種類	対象年齢	回数・間隔
BCG（結核）	生後1歳未満	1回
四種混合 （百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）	生後2か月～90か月未満	1期初回：20日以上の間隔で3回 1期追加：1期初回接種終了後6か月以上おいて1回
二種混合 （ジフテリア・破傷風）	11歳～13歳未満	1回
麻しん風しん混合（MR） ※麻しん（はしか）、風しんの単抗原ワクチンは任意接種	1期：生後12か月～24か月未満（1歳児）	1回
	2期：小学校就学前の1年間	1回
日本脳炎	1期（初回接種）： 生後6か月～90か月未満（3歳くらいまでに）	6日以上の間隔で2回
	1期（追加接種）： 生後6か月～90か月未満（4歳ごろに）	初回接種後6ヶ月以上の間隔をおいて1回
	2期：9歳～13歳未満	1回

### 3. 子ども・ひとり親家庭および寡婦・母子の保健福祉

予防接種の種類	接種開始時期	回数	接種間隔
ヒブワクチン (細菌性髄膜炎)	生後2か月～7か月未満	4回	初回接種：27日以上の間隔で3回接種 追加接種：3回目の接種後、7か月以上の間隔をおいて1回接種
	生後7か月～12か月未満	3回	初回接種：27日以上の間隔で2回接種 追加接種：2回目の接種後、7か月以上の間隔をおいて1回接種
	1歳～5歳未満	1回	
小児用肺炎球菌 ワクチン	生後2か月～7か月未満	4回	初回接種：27日以上の間隔で3回接種 (2歳までに) 追加接種：3回目の接種後60日以上の間隔をおいて1歳以降に1回接種
	生後7か月～12か月未満	3回	初回接種：27日以上の間隔で、2歳までに2回接種 追加接種：2回目の接種後60日以上の間隔をおいて、1歳以降に1回接種
	1歳～2歳未満	2回	60日以上の間隔で2回接種
	2歳～5歳未満	1回	
B型肝炎	生後1歳未満	3回	2回目：1回目から27日以上の間隔をあける 3回目：1回目から139日以上の間隔をあける
水痘	1歳～3歳未満	2回	1回目の接種終了後、3か月以上(標準的には6か月～12か月)の間隔をおいて1回接種
子宮頸がん (サーバリックス)	小学校6年生～ 高校1年生相当の 年齢の女子	3回	1か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目 から6か月以上の間隔をおいて1回接種
子宮頸がん (ガーダシル・シル ガード)	※H9.4.2～H20.4.1生まれの女 子は、R7.3.31まで予防接種可		2か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目 から6か月以上の間隔をおいて1回接種
ロタウイルス ワクチン	生後6週～24週 (ロタリックス)	2回	27日以上の間隔で2回接種
	生後6週～32週 (ロタテック)	3回	27日以上の間隔で3回接種

#### 〈任意予防接種〉

一部助成で接種できるもの

予防接種の種類	対象年齢	回数
インフルエンザ (一部助成)	生後6か月～小学6年生	2回
	中学生	1回
骨髄移植等により定期予防 接種の再接種が必要となっ た方の再接種費用	20歳未満(ワクチンより接種上限あり)	各ワクチンの接種回数

## 》赤ちゃん訪問事業

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100  
 【所在地】 大村市本町 413 番地2 大村市こどもセンター内

乳児の順調な発達を支援し、育児への悩みの相談や、子育ての情報を提供するために、保健師、助産師、母子保健推進員が家庭を訪問します。

対象者	生後2か月ごろの乳児 ※出産されたら母子健康手帳交付時に交付する出生連絡票をこどもセンターまたは国保けんこう課へ提出してください（電話でも可）。
内容	身体測定や発達の様子を確認したり、保護者の方の話をお聞きします。

※赤ちゃん訪問の時に絵本をプレゼントします。（☆ところはぐくむ絵本事業）

## 》訪問指導

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100  
 【所在地】 大村市本町 413 番地2 大村市こどもセンター内

養育上必要がある場合、保健師等が家庭を訪問し指導等を行います。

対象者	妊産婦および乳幼児
内容	保健師が、妊娠中から出産後の母親の体調管理を含め、乳幼児の発育発達支援や育児相談、子育ての情報提供などを行います。

## 》ことばと心の相談室（個別）

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

ことばの発達などが気になる就学前の子どもや、育児などでお困りの方を対象として、個別に専門的な相談をお受けします。

対象者	ことばの発達の遅れなどがある就学前の子ども 育児でお困りの方
内容	言語聴覚士や臨床心理士などによる専門的な相談を行います。
開催日時場所	こどもセンター ことばの相談：第 2 月曜日・第 4 月曜日の午後 こころの相談：第 4 月曜日の午後 ※奇数月は第 3 月曜日も実施。 ※予約制です。事前に申し込みをしてください。 ※初回時に母子健康手帳を持参してください。（ことばの相談） ※来所時にのびのびファイルを持参してください。（ことばの相談・心の相談） ※日程が変更する場合があります。

## 》乳幼児すくすく健康相談

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

生後 4 か月ごろから就学前までの親子を対象に、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士による健康相談（発育・食事・育児のポイント等）を行います。※予約制です。

対象者	生後 4 か月ごろから就学前の子どもと保護者
内容	身体測定・育児相談・栄養相談・歯科相談
開催日時場所	こどもセンター：偶数月 1 回 （乳幼児相談） 受付 午前の部 9：30 ～ 11：00 午後の部 13：30 ～ 15：00 ※歯科相談は午後のみです。
	郡地区公民館： 奇数月 1 回 （乳幼児相談） 受付 13：30 ～ 15：00
必要なもの	母子健康手帳

## 》 離乳食教室

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

管理栄養士による離乳食のお話や試食、離乳食レシピの提供を行っています。

※予約制です。

	初期	後期
対象者	離乳食をこれから始める方 離乳食を始めたばかりの方	10 か月前後のお子さんがいる方
内容	管理栄養士による離乳食のお話・離乳食レシピの提供	
開催日時場所	こどもセンター 受付 10:20 ~ 10:30 毎月1回 10:30 開始	こどもセンター 受付 10:20 ~ 10:30 毎月第2金曜日 10:30 開始
必要なもの	母子健康手帳	母子健康手帳 初期で使用した冊子（お持ちの方のみ）

## 》 妊娠相談

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

助産師や保健師などが相談をお受けしています。

対象者	不妊症・不育症に関する悩みなどお持ちの方
内容	不妊症・不育症に関する相談や情報の提供を行います。

## 産後ケア事業

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL：54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

出産後に頼れる人がいないお母さんと赤ちゃんをサポートするために、産後ケア事業を実施しています。

対象者	次の1から4の要件を満たす方 1. 大村市に住所がある方 2. 産後1年未満の方 3. 家族から十分な育児の援助が受けられない方 4. 産後心身の不調または育児不安がある方
内容	お母さんの産後の体調管理とケア、授乳方法、赤ちゃんのお風呂の入れ方、お世話の仕方等について相談、サポートを行います。母子で宿泊して利用する「宿泊型」、母子で通う「通所型」があります。 利用回数 宿泊型、通所型合わせて7日以内 利用者負担金 宿泊型：市民税課税世帯は3,700円、非課税世帯・生活保護世帯は無料 通所型：市民税課税世帯は1,200円、非課税世帯・生活保護世帯は無料 利用できる施設 大村中央産婦人科、レディースクリニックしげまつ ※利用方法など詳細はこども家庭課へお問い合わせください。

## 4. 医療費の助成、夜間初期診療

### 夜間初期診療

### 》大村市夜間初期診療センター

【問い合わせ先】 国保けんこう課

TEL： 53-4111

【所在地】 大村市玖島 1 丁目 25 番地

(内線 152)

市の委託により大村市医師会が運営する夜間初期診療センターです。

夜間に具合が悪くなったり、比較的軽症の場合に受診できます。

専門的な治療が必要な場合には、センターから長崎医療センターまたは市立大村市民病院へ紹介します。

診療科目	内科および小児科
診療範囲	初期診療
診療日	毎日（年中無休）
診療時間	19:00～22:00
診察医師	大村市医師会、長崎医療センター、市立大村市民病院の医師
診療場所	大村市こどもセンター内（大村市本町 413 番地 2）
電話	54-9911
持参するもの	健康保険証 お薬手帳など、服用している薬の内容が分かるもの

※22:00以降は、長崎医療センター（52-3126夜間受付）へお願いします。

受診の際は、必ず事前に電話で症状をご連絡ください。

大村市夜間初期診療センターは救急診療のためのものです。

早くから症状がある場合には、かかりつけ医の診療時間内に受診をお願いします。

お薬の処方は、原則として、1日分もしくは休日分となります。

医療費の助成

<福祉医療制度>

- 》 子ども医療  P106 をご覧下さい。
- 》 母子・父子医療  P107 をご覧下さい。
- 》 寡婦医療  P108 をご覧下さい。
- 》 未婚の女子医療  P109 をご覧下さい。
- 》 寡男医療  P110 をご覧下さい。

<その他の医療費助成制度>

- 》 自立支援医療（育成医療）  P114 をご覧下さい。
- 》 未熟児養育医療  P115 をご覧下さい。
- 》 小児慢性特定疾病医療費助成制度  P116 をご覧下さい。
- 》 大村市不育症支援対策  P117 をご覧下さい。